

産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県佐賀市鍋島町大字森田833番地1
氏 名 サキンエコリサイクル株式会社
代表取締役 高木 興一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和5年（2023年）12月22日
許可の有効年月日 令和6年（2024年）6月29日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
焼却	廃油（廃エンジンに付着したものに限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）及び金属くず 以上6種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
破碎	ゴムくず、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破碎物を含む。） 以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
切断	木くず、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破碎物を含む。） 以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
選別・破碎	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（太陽光パネルに限る。） 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	切断施設	焼却施設（休止中）
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	1. の中間処理業（焼却）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市鍋島町大字森田字一本権833番1	佐賀市鍋島町大字森田字一本権834番1、835番、836番1
設置年月日	平成3年6月15日	平成7年1月15日
処理能力	廃プラスチック類：47t/日（8時間） 金属くず：158t/日（8時間） ガラスくず等：336t/日（8時間）	4.0t/日（8時間）
許可年月日		平成16年（2004年）6月11日（借受け）
許可番号		佐賀県指令16廃第8号

（裏面へ）

種 類	切断施設	破碎施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（切断）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（破碎）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	鳥栖市酒井西町字瘤深853番、854番1	鳥栖市酒井西町字瘤深 855 番 1、856 番 1
設置年月日	平成元年 7 月 3 0 日	昭和 5 4 年 1 0 月 2 0 日
処理能力	木くず : 9 9 t / 日 (8 時間) 廃プラスチック類 : 5 9 t / 日 (8 時間) 金属くず : 1 9 8 t / 日 (8 時間) ガラスくず等 : 4 2 2 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類 : 4 3 t / 日 (8 時間) ゴムくず : 5 7 t / 日 (8 時間) 金属くず : 1 4 4 t / 日 (8 時間) ガラスくず等 : 1 7 2 t / 日 (8 時間)
許可年月日		平成 1 6 年 (2 0 0 4 年) 6 月 1 1 日
許可番号		佐賀県指令 1 6 廃第 7 号

種 類	選別・破碎施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（選別・破碎）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	鳥栖市酒井西町字瘤深848番1
設置年月日	令和 5 年 8 月 3 0 日
処理能力	廃プラスチック類 : 0 . 3 6 t / 日 (8 時間) 金属くず : 1 . 4 t / 日 (8 時間) ガラスくず等 : 2 . 1 t / 日 (8 時間)

3. 許可の条件
無

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 元年 6 月 3 0 日 更新許可

令和 5 年 9 月 1 3 日 変更届 産業廃棄物の保管施設の追加に係る変更

令和 5 年 1 2 月 2 2 日 変更許可 中間処理業（選別・破碎）及び選別・破碎施設（令和5年8月30日設置）の追加 以下余白

5. 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無
無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。